

漏電火災警報器 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果
変 流 器	電 流 値	変流器は、警戒電路の定格電流（B種接地線については、警戒電路の定格電圧の数値の20%）以上の電流値を有するものを設けること。 変流器の 定格電流値 <u> </u> A > 警戒電路の 定格電流 <u> </u> A	消則第24条の3第1号 漏火報通知 3、(1)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	設 置 位 置	変流器は、次のいずれかの電路等の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。 <input type="checkbox"/> 建築物に電気を供給する屋外の電路 <input type="checkbox"/> B種接地線 <input type="checkbox"/> 電路の引込口に近接した屋内の電路（屋外の電路への設置が困難な場合に限る）	消則第24条の3第2号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
音 響 装 置	設 置 位 置	音響装置は、防災センター等に設けること。	消則第24条の3第3号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	音 響	音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
検 出 漏 え い 電 流 設 定 値	検出漏えい電流設定値は、100mA～400mA（B種接地線に設けるものは、400mA～800mA）を標準とし誤報が生じないよう警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。	消則第24条の3第4号 漏火報通知 4	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
連 動 遮 断 機 構	可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に漏電火災警報器を設ける場合には、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を設けること。	消則第24条の3第5号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	電流の遮断を行う装置は、可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所以外の安全な場所に設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
自 主 表 示 に 係 る 検 査	自主表示に係る検査を受けた機器を使用していること。	消法第21条の16の2 消令第41条	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
そ の 他				

備考1 項目中、□欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。

2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

5 凡例

消法：消防法（昭和23年法律第186号） 消令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

漏火報通知：漏電火災警報器の設置基準の細目について（昭和61年3月13日消防予第30号消防庁予防救急課長通知）